

令和 2 年 4 月 14 日

保護者の皆様

北広島町教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策のため町立学校における  
一斉臨時休業中の校庭の利用について（お知らせ）

日頃より、本町の教育にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、国より臨時休業期間中の学校の校庭等の開放について、「児童生徒の健康保持の観点から、児童生徒の運動する機会を確保するため、学校の校庭や体育館の開放を設置者や各学校等の判断において行うことについては、一律に否定するものではありません。この場合においても、一度に大人数が集まって人が密集する運動とならないよう配慮することが必要です。」（「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業に関する Q&A」より抜粋）との考え方が示されております。

これを受け、感染拡大防止のための注意事項等を定めた上で、先月の臨時休業中同様、児童生徒の心身の健康維持、運動のための場所として、町内の学校の校庭を次のとおり開放いたします。

保護者の皆様におかれましては、お子様の健康と安全を確保し、感染症拡大を防止する観点から、注意事項についてご理解いただき、家庭でもご指導をお願いいたします。

- 1 期間 令和 2 年 4 月 15 日（水）からの臨時休業期間（土日祝日を除く）
- 2 開放場所 北広島町立小・中学校校庭  
(体育館については、感染防止対策等の観点から当面開放しない。)
- 3 注意事項
  - (1) 咳、発熱等の症状がある場合には、利用を控える。
  - (2) 児童（1～3年生）の利用については、児童の安全確保の観点から保護者等の同伴を必要とする。
  - (3) 利用の際には、当該校の教職員に伝える。
  - (4) 大人数で集まって利用したり、集団で接触の多い運動を控える。
  - (5) 開放時間は、午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分とする。
  - (6) 交通安全等に十分に留意する。
  - (7) 帰宅時には、必ず手洗い、うがい等を行う。
  - (8) 利用の際には、各学校の指示に従う。
  - (9) 原則、在籍している学校の校庭を利用する。